

第3章 敦賀市環境基本計画

1 敦賀市環境基本計画の策定

敦賀市では、平成12年3月に敦賀市環境基本条例を制定しました。敦賀市環境基本計画は、この基本条例の理念の実現に向けて、環境の保全と創造のための施策を総合的・計画的に進めていくために平成14年3月に策定しました。

敦賀市環境基本計画は、望ましい環境未来像「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」を実現するため、市民及び事業者等の皆様に取り組んでいただくための指針などを示しています。

これからの環境づくりは、行政のみならず、市民、事業者それぞれが自覚と責任をもって、連携・協働するパートナーシップのもと、環境について考え、身近なところから取り組みを進めることが必要と考えています。

敦賀市環境基本条例 基本理念（第3条）

環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。

地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

2 対象とする環境の範囲

この計画は、敦賀市環境基本条例第3条に示す基本理念を踏まえ、以下の範囲を対象としています。

1. 自然環境

地形・地質（主要な地形・地質、特異な地形・地質）
植 物（植生、植物群落、貴重な植物、巨木等）
動 物（動物層、貴重な動物、地域生態系）
地下水涵養（湧水地、帯水層、涵養源）
自然景観（優れた自然景観） など

2. 生活環境

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染）
地下水（地下水利用）
日照障害
電波障害
光 害
有害化学物質（環境ホルモン） など

3. 社会環境

歴史的文化的資源（文化財、遺跡、社寺、伝統行事）
廃 棄 物
環境教育（学校教育、生涯学習）
都市景観（街並み景観、都市の緑、都市内の水辺等）
市民活動（地域活動、NGO等） など

4. 地球環境

地球温暖化
オゾン層破壊
エネルギー資源（省エネルギー、自然エネルギー）
酸 性 雨 など

3 環境施策の体系

(1) 自然環境の基本方針

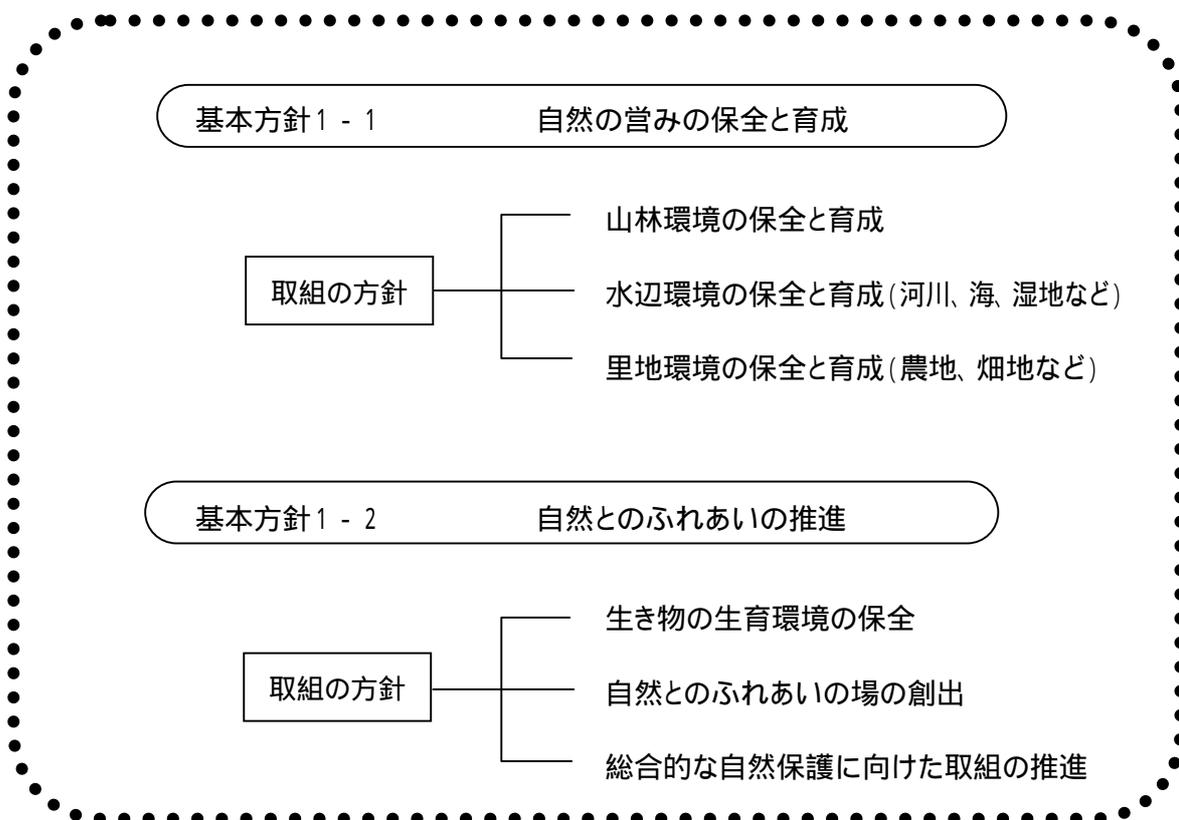
< 自然環境の保全に向けた目標 >
人と自然を育む基礎となる水のめぐみをみつめ、
豊かな自然とともに生き物とふれあえる環境づくり

本市は、海・山・川など豊かな自然があり、その自然の中で多様な生き物が育まれています。そして、これら生き物と私たちの営みを支える貴重な水を提供しています。

私たちは、貴重な水環境を市民共有の財産として後世に残すために、自然環境保全と開発とのバランスに配慮しながら、自然と共生した社会経済の発展に努める環境づくりを目指します。

この目標を達成するために以下の環境施策を推進します。

< 環境施策の基本方針と取組方針 >



(2) 生活環境の基本方針

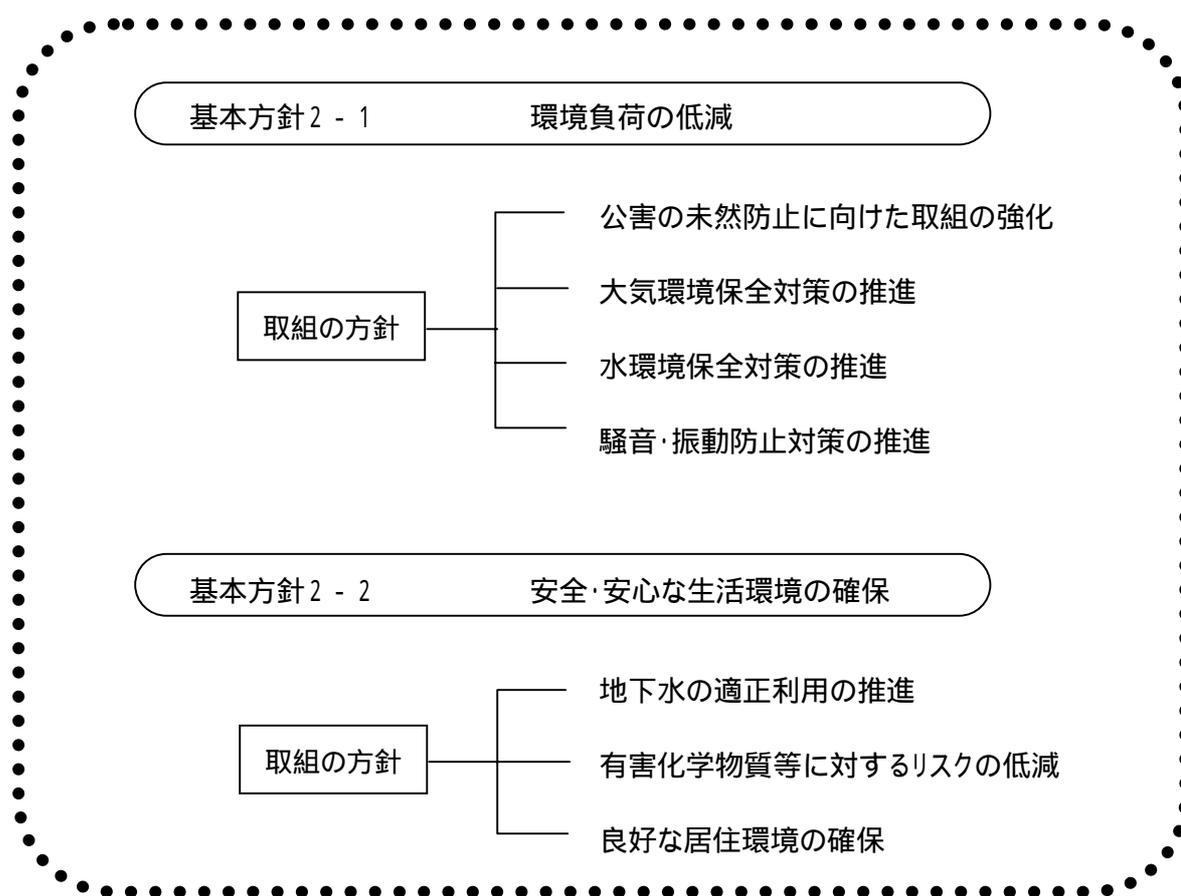
< 生活環境の保全に向けた目標 >
きれいな空気や水をみんなで育み、
安全で安心できる生活を営むための足元からの環境づくり

本市は、概ね良好な環境が保たれていますが、今後、私たちの社会経済活動のもち方次第で環境のバランスが崩れることが考えられます。

私たちは、今よりもきれいな空気や水がある敦賀市となるように、身近な環境問題にみんなで取り組むとともに、安全で安心できる生活環境づくりを目指します。

この目標を達成するために以下の環境施策を推進します。

< 環境施策の基本方針と取組方針 >



(3) 社会環境の基本方針

< 社会環境の保全に向けた目標 >

循環型社会の形成を目指し、
緑と水に彩られた美しいまちづくりに取り組む快適な環境づくり

私たちの社会は、貴重な資源を消費し豊かさを保ってきましたが、その結果としてごみの大量発生など環境問題が生じました。

私たちは、潤いと安らぎのある生活を営むためには、資源を有効に利用する循環型社会の形成を目指します。

地域の歴史や自然などの特徴を生かしたまちづくりを進め、すべての市民が誇りと愛着の持てる快適な社会環境を創出する環境づくりを目指します。

この目標を達成するために以下の環境施策を推進します。

< 環境施策の基本方針と取組方針 >

基本方針 3 - 1 資源の有効利用の推進

取組の方針

- ごみの減量と適正処理の推進
- 資源リサイクルの推進

基本方針 3 - 2 快適都市環境の確保

取組の方針

- 安らぎある緑地の創出
- 親しみある水辺の創出
- 計画的な都市景観の創出
- 歴史・文化の保存と活用

基本方針 3 - 3 環境活動の基盤づくりの推進

取組の方針

- 環境教育の推進
- 市民・事業者の活動の支援・育成

(4) 地球環境の基本方針

< 地球環境の保全に向けた目標 >

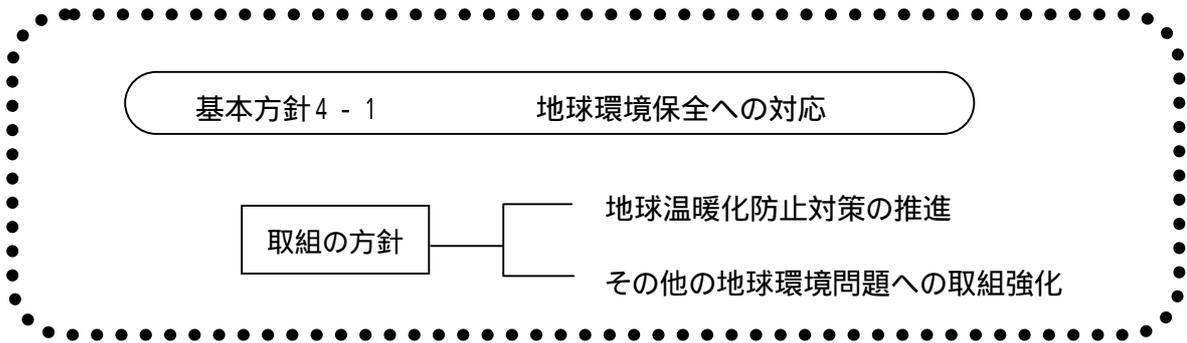
この地球を子供たちに引き継ぐために、
生活のあり方を見直し、地球環境の保全に貢献する環境づくり

地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境問題は、大気や水、生態系への影響や世界経済など様々な問題が複雑に絡み合っており、その因果関係も複雑で問題解決には大きな困難が伴います。

私たちは、省資源や省エネルギーに係る取り組みなどをみんなが一体となって進め、地球環境の保全に貢献することを目指します。

この目標を達成するために以下の環境施策を推進します。

< 環境施策の基本方針と取組方針 >



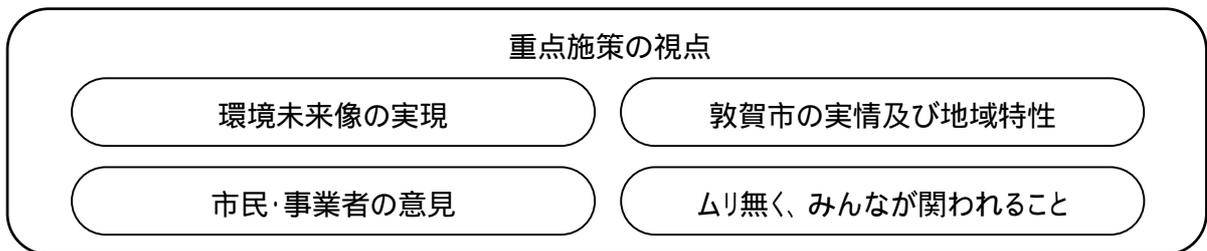
4 重点取組

環境未来像「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」の実現に向けて、短期的にかつ重点的に取り組むべき「重点施策」、これら施策を効率的かつ効果的に推進する「推進体制」と「進行管理」について示しています。

(1) 重点施策の設定

計画を実効性のあるものとしていくため、敦賀の環境づくりにおいて重要度が高く、優先的に取り組む必要がある施策を重点的に推進します。

施策の重要度の設定に当たっては、以下の4つの視点を踏まえます。



重点施策

水

本市の豊かな水環境(地下水、河川水など)の保全に向けては、地下水涵養保全、水質保全、水利用の適正化について重点的に進め、みんなが水の恵みを享受し、誇りに思える水環境づくりに取り組みます。

資源

ごみやエネルギー問題などの資源利用に係る対策に向けては、ごみ排出量の低減と再利用、適正処理と不法投棄防止、さらに省資源・省エネルギー型生活様式の確立を重点的に進め、資源を大事に使う社会づくりに取り組みます。

人

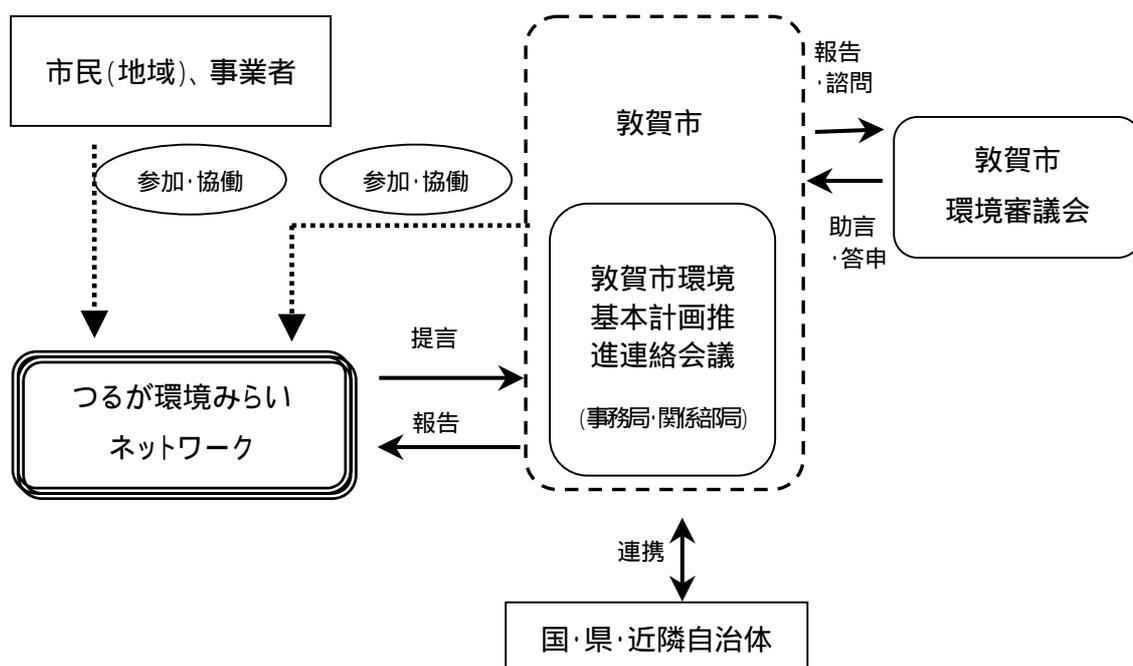
環境保全活動の実践に向けては、環境に対する意識や知識の向上が不可欠であり、環境学習・教育による意識啓発、豊かな自然とのふれあいによる環境意識の醸成、共通認識を育む情報提供を重点的に進め、みんなが協力し環境づくりを進める基盤となる人づくりに取り組みます。

(2) 推進体制と各主体の役割

本計画を実効性のあるものとし、発展・継続させるための推進方策として、推進基盤となる体制と各主体の役割を整理します。

計画の推進体制

計画の推進においては、市民をはじめとする各主体の参加と協働により進めていくことが必要です。そこで、本計画では「つるが環境みらいネットワーク」との協働により、計画の効果的な推進及び進行管理などを行っていきます。



つるが環境みらいネットワーク

行政、市民(地域)、事業者などの各主体の参加・協働により、情報の共有化を図り、計画に基づいた実践活動の企画・実施(実行計画)を行うこととします。また、各種基本施策の進捗状況等を点検し、必要に応じて是正措置などを行政に提言します。

主な構成メンバー：環境基本計画策定に携わった市民、環境に関心のある市民、環境に関心の高い事業者、団体の代表者、地域の代表者など

実行計画で定める事項

敦賀市環境基本計画を踏まえ、市民・事業者・行政などの各主体の参加により、効果的な取り組みや達成すべき目標数値などを定めた実行計画を策定します。

期間内に実施する取り組みの具体的内容

達成目標等(重点施策における期間単位の目標数値など)

各取り組みを推進する上で必要となる事項(体制など)

敦賀市環境基本計画推進連絡会議

本計画で整理した施策には多数の部局が関係しているため、各部局の意見を調整します。また、つるが環境みらいネットワークの参加・協働により、敦賀市全体として施策を総合的・計画的に推進していきます。

敦賀市環境審議会

敦賀市・敦賀市環境基本計画推進連絡会議の報告・諮問に基づき、環境行政全般にわたる広範な視点での評価を行い、必要に応じて助言・答申などを行います。

広域的な連携

近隣の自治体と共通する問題、エネルギーや地球環境問題への対応については、国・県・近隣自治体との緊密な連携を図り、広域的な視点から環境行政に取り組みます。